

日本大学理工学部とダルムシュタット工科大学との学術文化交流に関する覚書

1 覚書の目的

日本大学理工学部及びダルムシュタット工科大学は、対等互恵の原則に基づき、研究及び教育の分野等における相互援助を通じて、両大学間の協力関係を強化し学術文化的交流を発展させるため、次の事項について覚書を締結する。

2 交換計画

両大学は、受入れ側において担当者、妥当な資金及び研究・実験室等を確保することを条件に教員及び大学院学生の交換訪問を奨励する。

① 教員の交換

- (1) 派遣される教員及びその派遣大学は、原則として訪問と滞在に伴う経費を負担する。ただし、状況に応じて両大学間の合意により詳細を協議することができる。
- (2) 受入れ大学は、派遣された教員の滞在期間中の生活を支援するよう努める。
- (3) 派遣される教員の滞在期間は、1年以内とする。
- (4) 受入れ大学の担当部署は研究に必要な施設、実験室及びその他の設備(学内共通施設を含む)を派遣される教員に提供するよう努める。
- (5) 上記合意事項は、短期訪問の教員にも準用する。

② 学生の交換

- (1) 交換留学生及びその派遣大学は、交換留学に伴う全ての必要な経費を負担する。
- (2) 受入れ大学は、交換留学期間中の生活及び勉学活動を支援するよう努める。
- (3) 受入れ大学は、派遣大学から推薦された交換留学生受入れの可否を決定する。交換留学生の滞在期間は1年以内とする。
- (4) 両大学は、交換留学生の授業料について、その都度協議し合意するものとする。
- (5) 交換留学生の身分及び教育的義務は、受入れ大学の学則等による。
- (6) 交換留学生が受入れ大学で取得した単位は、派遣大学の承認を条件として認定する。
- (7) 受入れ大学は、デュアル・ディグリー・プログラムの場合、定められた規程により学位を授与する。
- (8) 両大学は、交換留学生の短期研修を受入れるよう努力する。その実施に当たっては、上記合意事項を準用する。

3 共同研究

両大学の教員が共同研究を行う場合、当該責任者は、予めその計画の費用及び実施場所の分担

について取り決めた文書に調印しなければならない。

4 短期研修

両大学は、引率者を伴う短期研修の受入れに際して最善を尽くすよう努めるものとする。実施に当たっての詳細は、必要に応じて、その都度協議する。なお、短期研修の費用は、派遣大学が負担する。

5 その他

学生のための学術、文化及びスポーツ交流の促進に努める。

6 覚書の効力

本覚書は、両大学の責任者による調印と同時にその効力を生じ、有効期間は5年間とする。覚書事項に変更の必要が生じた場合には、両当該責任者の署名入りの文書による合意を必要とする。

2年間の活動計画を、両大学の合意により定めるとともに、継続的に見直しを実施する。

両大学は、それぞれ文書による予告を条件として、その予告の日から6か月後にはこの覚書を一方的に解消することができる。

この覚書の日本文及び英文は、ひとしく正文である。日本文及び英文の解釈に相違がある場合には、英文が基準となる。

日本大学理工学部長

山 本 寛

山 本 寛

ダルムシュタット工科大学長



ハンス・ユルゲン・プレメリ

日付： 2017.4.12

日付： 03/05/17